

## 蒲郡市立学校の体育施設開放事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年蒲郡市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、蒲郡市立小中学校（以下「市立学校」という。）体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (学校開放事務担当者)

第2条 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校開放事業の実務と運営の円滑化を図るため、市立学校及び教育委員会に学校開放事務担当者を置き、開放する体育施設（以下「開放施設」という。）の貸出し手続と開放施設の利用者（以下「利用者」という。）の連絡調整を図るものとする。

### (開放施設等)

第3条 教育委員会は、開放施設、開放する種目及び規則第6条の規定により登録を受けた団体が登録を受けていない団体と練習試合等を実施することの可否は、学校開放を行う学校の校長と協議の上、別に定めるものとする。

2 開放日及び開放時間は別表第1のとおりとする。ただし、特に教育委員会が認めたときは、この限りでない。

### (登録)

第4条 規則第6条に規定する学校体育施設利用登録証の有効期限は、交付の日から当該年度末までとする。

2 申請者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 虚偽の申請に基づいて登録した事実があったとき。
- (2) 学校教育活動に支障をきたすような行為あるいは利用の際のルールやマナーを守らない等、第三者に迷惑を及ぼすような行為があったとき。
- (3) その他、登録団体として不適格と認めたとき。

### (照明設備の利用)

第5条 利用者が利用しようとする施設で照明設備を必要とする場合は、当該設備利用に要する電気料相当の費用として、別表第2に定める額を納付しなければならない。ただし、特に教育委員会が認めたときは、この限りではない。

- 2 前項に規定する費用は、利用者があらかじめ教育委員会において納入しなければならない。
- 3 教育委員会は、費用を納入した利用者に学校開放照明利用券（別記様式。以下「利用券」という。）を交付するものとする。
- 4 利用者は、照明設備を利用した場合は、教育委員会に利用券を提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者は、別に定める利用者の遵守事項を遵守しなければならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
(三谷水産高等学校体育施設開放事業実施要綱の廃止)
- 2 三谷水産高等学校体育施設開放事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

施設区分	開放日	開放時間	備考
屋内施設	平日	午後6時から午後9時まで	
	土・日・祝日	午前8時30分から午前11時30分まで	中学校を除く
		午後1時から午後5時まで	中学校を除く
		午後6時から午後9時まで	
屋外施設	平日	午後6時から午後9時まで	夜間照明のある 学校のみ
	土・日・祝日	午前8時30分から午前11時30分まで	
		午後1時から午後5時まで	
		午後6時から午後9時まで	夜間照明のある 学校のみ

別表第2（第5条関係）

施設区分	名称等	開放1回の照明利用料金（照明等実費）
屋内施設	体育館（小学校）	500円
	体育館（中学校）	800円
	その他	500円
屋外施設	運動場	1,500円

## 備考

体育館（小学校）及び体育館（中学校）を利用する場合において、その利用が体育館の半面であるときの照明利用料金は、表中の照明利用料金の2分の1の額とする。

別記様式（第5条関係）

(利用券)

No.	No.
学校開放照明利用券 電気料	円
学校開放照明利用券 電気料	円
蒲郡市教育委員会	